

新たに利用定員を設定することに係る関係法令について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）より一部抜粋

※ 1

（特定教育・保育施設の確認）

第31条第2項 市町村長は、特定教育・保育施設※①の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かななければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条第2項 市町村長は、特定地域型保育事業※②の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かななければならない

【解説】上記により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を市が定めるときは審議会等（子ども子育て会議）の意見を聴くこととされています。

【用語の解説】※①特定教育・保育施設・・・平成27年4月から開始した「子ども・子育て支援新制度」により施設を運営する認定こども園、保育所及び幼稚園を総称する名称

※②特定地域型保育事業・・・平成27年4月から開始した「子ども・子育て支援新制度」により施設を運営する小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業等の保育事業者を総称する名称

※ 2

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【解説】上記により、市は、令和2年3月に、5年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」である「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しています。この中において、表2にある「令和5年度必要整備量（人）」を設定しています。ただし、表2については、令和4年度に見直しを行った必要整備量であり、令和5年4月確定予定の整備量となります。